平成２４年（再イ）第６５号

新潟市東区江南５丁目１番地11

再生債務者　青海　雄介

1　決議に付する再生計画案　平成25年３月26日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年５月10日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月10日まで

平成25年４月19日　　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第６９号

新潟市江南区天野３丁目23番30号

再生債務者　信賀　貴正

1　決議に付する再生計画案　平成25年４月11日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年５月10日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月10日まで

平成25年４月19日　　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第１４号

愛媛県四国中央市土居町土居1495番地３

再生債務者　河野　英樹

1　決議に付する再生計画案　平成25年４月５日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年５月10日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月10日まで

平成25年４月19日　松山地方裁判所西条支部

平成２５年（再イ）第１号

愛媛県新居浜市中村２丁目13番42号

再生債務者　曽我部憲二

1　決議に付する再生計画案　平成25年４月15日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年５月10日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月10日まで

平成25年４月19日　松山地方裁判所西条支部

平成２５年（再イ）第５号

兵庫県加古川市加古川町大野1530番地　刑務所職員官舎Ｄ―104号、開始決定時の住所兵庫県明石市二見町西二見31番地の10　明治グランドヒル二見503号

再生債務者　小阪　晃大

1　決議に付する再生計画案　平成25年４月12日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年５月20日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月20日まで

平成25年４月19日

神戸地方裁判所明石支部再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再イ）第４８号

福岡県久留米市田主丸町田主丸1322番地23　成滝ハイツＣ棟

再生債務者　田中千代子

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成20年11月12日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成25年４月18日

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２３年（再イ）第１４２号

札幌市東区北27条東１丁目２番１―203号

再生債務者　脇田　敦己

1　主文　本件変更再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年４月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年４月16日

札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１号

神戸市東灘区森南町１丁目16番15号

再生債務者　杉本　友繁

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年４月16日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年５月９日まで

平成25年４月18日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２５年（再ロ）第１号

兵庫県川西市清和台東４丁目３番地の２　12―506

再生債務者　松岡　芳一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年４月９日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年５月９日まで

平成25年４月18日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（再ロ）第１号

福岡県大牟田市大字宮崎2685番地３

再生債務者　境　　慎吾

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年３月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年５月10日まで

平成25年４月19日

福岡地方裁判所大牟田支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１００９１号

東京都足立区平野１―26―15

再生債務者　神山　佳照

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年３月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年４月18日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１３号

京都府向日市物集女町燈篭前２番地の３　アンビエント東向日ベルクール220号

再生債務者　岡村　貴昭

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年４月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年４月19日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２４年（再ロ）第６号

岡山県備前市吉永町南方374番地５

再生債務者　神崎　義博

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年４月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年４月18日

岡山地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２５年（再ロ）第１００００１号

長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷1489番地159

再生債務者　林田　　正

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条１号に定める事由がある。

平成25年４月18日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

人事に関する事項

公立学校共済組合定款（昭和三十七年十一月三十日制定）の一部を次のように変更する。

平成二十五年三月二十九日　　公立学校共済組合理事長　玉井日出夫

第二十六条を次のように改める。

（附加給付）

第二十六条　組合は、法第五十四条の規定により、次の各号に掲げる短期給付を行う。

一　家族療養費附加金

二　家族訪問看護療養費附加金

三　出産費附加金

四　家族出産費附加金

五　埋葬料附加金

六　家族埋葬料附加金

七　傷病手当金附加金